

一般社団法人日本化学工業協会へのヒアリング結果概要

第4回 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会資料

厚生労働省 安全衛生部

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ヒアリング概要

日時

令和4年7月6日(水)15:30~17:30

対象

一般社団法人日本化学工業協会事務局及び会員企業4社

ヒアリング方法

・ ウェブ会議方式

主なヒアリング項目

- 1 個人事業者の就労状況
 - 個人事業者の就労状況、契約の状況、個人事業者活用のニーズ
- 2 個人事業者等との連絡調整等
 - 下請事業者の労働者や個人事業者の作業実態(単独作業や工場所有機械・設備の使用等)
 - 下請事業者の労働者や個人事業者による作業の把握状況、連絡調整の状況、安全衛生に関する指示等
- 3 個人事業者等の安全衛生管理
 - 工場全体の安全管理
 - 個人事業者に対する教育、資格等の確認、健康診断受診状況の把握等
 - 下請事業者の労働者や個人事業者の災害の把握状況、個人事業者による災害の傾向や特徴
 - 下請け事業者の労働者や個人事業者による事故・災害に係る再発防止対策
- 4 課題等
 - 下請け事業者や個人事業者も含めた混在作業の安全衛生管理の課題

1 個人事業者の就労状況

- (1) 自社工場等で、個人事業者(いわゆる一人親方)は働いているか。いる場合、どの 程度の割合を占めているか。
 - ・ 個人事業者が工場内で定常的に働いているケースは少なく工事などのスポット業務。【A社】
 - 大規模工事や定修工事などで入ってくることは多いが、常駐で個人事業者を入れることはない 【B社】
 - ・ 主に工事の際の下請として入っており、常にいる訳ではない、人数的には工場全体の1%程度。 【C社】
 - ・ 定期メンテナンスを実施する際、工事業者が集中し、人手を集めるために一人親方が入ってくることが多い。【C社】
 - ・ 土木関係(ポンプの基礎型枠施工等)の工事で入っている場合が多い。【D社】
- (2) 個人事業者は、どのような業務を担っていることが多いか。
 - ・ 主に工場内で行われる工事の1人工として入ることが多い。大工仕事や足場設置、電気工事などの作業。 窓やサッシエ事などの軽微な工事の場合もある。【A社】
 - ・ 鉄工関係の建設工事の2次・3次の下請の場合が多く、建設や電気工事関係が多い。【C社】

1 個人事業者の就労状況

- (3) 個人事業者は、直接契約しているか、それとも下請けが契約しているか。
 - ・ 工事の下請けで入ることがあり、直接契約のケースはない。【A社、B社、C社、D社】
 - 2次下請くらいまでであれば把握できるが、工事が重層下請の場合、把握しきれていない。大規模工事の際に災害が起きて初めて隣県の一人親方であることが分かったということもある。【D社】
- (4) 今後も個人事業者のニーズはあるか。
 - ・ 人手不足の傾向に変化はないため、ニーズはあると考えられる。【A社】
 - ニーズは特にない。【B社】
 - ・ 人手が足りないので、建設業界では一人親方を正社員化する動きもある。【C社】
 - ニーズはあると思う。一人親方とは直接関係ないが、工場に常駐する作業者も工事関係者も 人手不足の状況にあるため、外国人材を受け入れる準備(詳細なガイドラインや教育用教材の 準備等)をしていた例もある。【D社】
- (5) 「請負」以外の形態(委任や、売買契約の一環としてその場にいる等)で就労する 個人事業者はいるか。
 - ・ コンサルタント業務などはあり得るが、労務提供という形ではいない。【A社、B社、C社】

- (1) 下請事業者の労働者や個人事業者が行う作業についてどの程度把握しているか。
 - ・ 委託作業内容の工事着工前確認、当日の作業開始前ミーティングによる作業内容確認を実施。 一人親方かどうかは区別していない。【A社】
 - ・ 常駐している工事関係者であれば把握可能であるが、(個人事業者が一部を担っている)スポット作業は把握困難。製造委託の作業については完全に把握している。【B社】
 - 各担当者に依頼している作業内容については把握しているが、下請や孫請に個人事業者が存在していることまで把握できていない。【C社】
 - 工事関係も含め、入場者は全てリストアップして把握しているが、リストには「一人親方」 という項目がない。【C社】
 - ・ 基本的には把握するシステムになっている。工事業者は入構者教育を徹底しており、その際 に所属や氏名も確認している。【B社、D社】

(1-2) 製造委託や構内下請の場合(工事関係者以外)の作業の把握状況について。

- ・ 製造委託の場合、委託先の会社でしっかり管理している。親会社としては、安全協議会やパトロール、監査を通じて把握している。【A社、B社】
- 委託会社が設備を運転するエリアを定め、その範囲の作業マニュアルは契約時に提出させている。委託先の責任者とコミュニケーションをとりながら作業を行っている。【C社】
- ・ 設備は自社所有であるが、作業は委託先にしてもらっているので、作業に対して具体的 な注文はせず、下請が作ったマニュアルに沿って対応してもらっている。【C社】

- (2) 労働者、下請事業者の労働者、個人事業者それぞれが行う作業について、どの程度 相互に情報共有や連絡調整をしているか。またそれは誰が行っているか。
 - 工事担当の責任者が窓口となり、合同ミーティングや個別ミーティングを実施、頻度は1日 1~2回程度(朝会・夕会)【A社】
 - ・ 連絡会議は日々実施しており、連絡調整は下請業者の責任者と自社の作業担当者とが窓口と なって実施。【B社】
 - ・ 製造の場合は製造リーダー又は班長と、工事の場合は元請の担当者と実施(書面又は口頭にて実施)【C社】
 - ・ 大規模定修工事の場合、元請とコミュニケーションをとりながら工事を行うため、個人事業者と直接調整することはない。【D社】
- (3)下請事業者の労働者や個人事業者の行う作業と自社の労働者の行う作業とで調整が 必要な場合(作業の順番など)、どのような方法で調整しているか。
 - ・ 自社の責任者と、下請業者の責任者との間で依頼、指示することが基本。連絡会議等で実施 することもある。【A社、B社、C社、D社】
 - ・ 段取り替えの場面で災害は起きやすい。重層下請になると管理が大変であり、現場責任者同士でコミュニケーションを取らないと旨くいかない。【D社】

《連絡調整の具体例》

- ・ 朝会、夕会に加え、翌日の作業に関した前日の夕方に打合せを実施する。作業当日は、作業 規模に応じた作業員が来るので、火気使用許可証などを発行する。作業中はパトロールもやっ て確認する(パトロールの仕方は工事の規模などによって異なる)。【D社】
- 特に工事内容に変更があったときが問題であり、責任者間でやりとりを実施している。その 結果が作業者まで徹底されているか現場確認を徹底するようにしているが、100%できて いるかは不明な部分もある。【A社】
- 工事に関しては作業許可証の交付から始まり、前日打合せ、当日打合せを行う。工場側と、 工事業者との打合せは、元請の責任者と実施するのみであり、具体的な内容が下請にまで伝 わっているかは元請次第の面がある。打合せと異なる作業が行われていないかはパトロールで 確認しており、工事の規模によって対応者は異なる。【C社】
- 個々の作業者まで安全な方法で工事を行っているか、特にリスクのある作業を適切に行っているかを確認している。化学プラントで火気を用いた溶断作業を行うような場合、爆発火災のリスクが高いため、溶断箇所にシールを貼るなどして、作業者、工事責任者、プラント担当者の3人で確認した上で溶断作業を行っている。【B社】
- 活線撤去工事などもリスクが高く、工事業者が誤った線を切って事故になることもあるため、 撤去対象の活線に工場側がリボンを付けておくなどの対応をしている。【D社】
- 化学工業の工場における工事は、通常の建設工事とは異なり、危険源が存在する中で工事を行うため、工場側は単なる発注者という立場ではなく、自社であろうが工事関係者であろうが関係なく、厳しい管理の下、安全を確保している。【D社】

- (4) 下請事業者や個人事業者に対して、直接業務上の指示等をすることはあるか。
 - 共同作業などで事業者間で合意されている場合を除き、直接指示は原則禁止。【A社】
 - ・ 管理責任者に対してのみ指示をしている。【B社、C社、D社】
- (5)下請事業者の労働者や個人事業者が、工場側の労働者がいない状態で作業をすることはあるか(ある場合、誰が作業の管理を行っているか)。
 - ・ 下請事業者の安全管理のもと実施することがある(工場側から下請業者に出向した人が下請 の責任者になるようなケースもある)。【A社、B社】
 - 常時立ち会っているわけではなく、並行したラインを稼働させている工場側のリーダーが別ライン(製造委託)にトラブルが生じた時に対応するといったケースがある。【C社】
 - 頻繁にある。作業ごとに着工や進捗を管理するシートがあり、下請業者の責任者がパトロールを実施した上で確認印を押すことになっているので、工場側は押印状況を確認し、不備が認められた場合は指導している。【D社】

- (6)上記(5)の場合、下請事業者の労働者や個人事業者が、工場側所有の機械・設備 を稼働させることがあるか。(ある場合、誰が機械・設備の安全な使用に関する管理 を行っているか)
 - ・ 工事の際には設備は運転させず、クレーン操作などは自社担当者が実施する。請負作業の場合は、設備の稼働を認める場合はあるが、メンテナンスや故障対応などは自社対応。【A社】
 - 日常点検は使用する下請業者が実施するが、年次点検や修理等は工場側が実施。【B社】
 - ラインを任せているため製造委託会社が設備等を稼働させることはあり、委託会社側のライン責任者が管理している。工事の場合は、バルブーつ触れることはなく、掖抜きも含めすべて自社で実施する。【C社】
 - 生産委託をしている会社には自ら積極的に管理してもらうが、機械のオーナーは工場側であるので、不具合があれば自社で対応する。日常の点検などは下請にやってもらう。なお、下請事業者が持ってきた設備は自由に使ってもらっている。【D社】
 - ・ 機械・設備に不具合があった場合の責任分担については、色々なケースがあるので契約上詳細に規定することは難しい。勝手に修理されては困るので、下請業者とやり取りしながら対応している。壊れた際の負担は基本的に親会社。【A社】

- (1) 自社の工場等の安全衛生管理(巡視なども含む)について、下請事業者や個人事業 者も対象に含めているか。
 - ・ 対象に含めているし、パトロールの際の確認ポイントにも含めている。工事の場合も巡視対象にしている。【A社、B社、C社、D社】
- (2)個人事業者に対して、作業に関する安全衛生教育を実施しているか。または、必要な教育を受けるよう指導などしているか。
 - ・ 入構時の教育対象者に含めておりその都度実施している。大規模工事の場合、2次下請以降 の作業者については1次下請に任せていることもある。【A社、D社】
 - ・ 元請業者に任せている。【B社、C社】
 - ・ 2次、3次下請の作業者リストを提出時に入構時教育の実施状況も提出させている。【C社】
- (3) 下請事業者の労働者や個人事業者が作業に必要な資格等を保有しているか、必要な 保護具を所持しているか等の確認をしているか。
 - ・ 確認している、若しくは元請に確認してもらっている。【A社、C社】
 - ・ 資格は確認している。保護具は必要なものは支給している。【B社、D社】
 - 元請の責任者との間で、必要な保護具の種類や能力について協議している。【C社】

- (4) 個人事業者の健康診断(特殊健康診断)の受診の状況は把握しているか。健康診断の受診について何らかの支援は行っているか。
 - ・ 製造で常駐している者については一緒に実施している。工事関係は元請に任せている。 【A社、B社、C社、D社】
- (5)下請事業者の労働者や個人事業者が自社の工場の中で、又は設備を用いて作業を行う場合、安全確保のためのルールの遵守や作業方法について、周知などを行っているか。 か。行っている場合、具体的にどのような方法で行っているか。
 - ・ 作業開始前に教育を実施している。定常的な請負作業の場合は、協力企業自体に作業手順書 の作成やリスクアセスメントを行わせ、その実施について指導している。安全に関するルール は請負業者も共通で定めており、年に何度か共同で教育を実施している。【A社】
 - 委託先の管理責任者に教育や周知を行い、委託先に展開してもらっている。教育資料の提供、 や安全衛生教育施設の提供を行っている。【B社】
 - ・ 製造委託の場合、委託する際に担当者に対して、作業方法、機器取扱方法、残留リスク、必要資格等について書面で周知し、その後、作業員に周知してもらっている。工事の場合は、元請が作業指示書等を用いて周知している。【C社、D社】
 - ・ 有害ガスが漏出するタンクなどについては、責任者に対する周知だけではなく、その旨を明 示し、直接、教育等を行う場合もある。【B社】
 - ・ 工事の場合、元請の責任者を中心に教育やルールの徹底を図っている。管理責任者から下請 徹底してもらうのが基本。【C社】 1

- (6)下請事業者や個人事業者に対する作業の安全管理はどの程度行っているか。安全管理上の指示(例えば保護具を使用していない場合は使用するよう指示するなど)を直接行うことはあるか。
 - ・ 安全上問題がある場合はその場で直接指導している。連絡会で管理者にも指摘事項を伝える。 【A社、B社、C社、D社】
- (7)下請事業者の労働者や個人事業者の怪我や疾病など業務上の災害を把握しているか。また、個人事業者が被災するような事故が発生することはあるか(ある場合、どのような災害が多いか)。
 - 工場内で発生した災害は全て把握している。個人事業者の災害としては、感電事故や挟まれ、 激突され、飛来落下、墜落・転落などが発生している。後から病院に行って骨折していたの が分かった、というような報告が遅くなる事案もある。【A社】
 - 所属に関係なく、敷地内での事案は確実に把握している。一人親方がケガすることもある。 何かあったら自分のところに連絡がくる。把握が遅れると色々問題が生ずるので、早めに報告 するよう徹底している。【B社】
 - 工場内で発生した災害はすべて把握している。構内の協力会社は問題ないが、スポット業者 などは把握・報告が遅い場合がある。【C社】
 - 協力会社の災害もデータベース化しているが、腰痛や後で判明した骨折などは把握が遅れる場合もある。工事の中で発生した事故・災害は全て報告が上がってくる。【D社】

- (8)上記(7)の事故や災害が発生した場合に貴社との間でトラブル(損害賠償請求訴訟等)が生じたことはあるか。
 - ・ トラブルは発生していないが、発生すれば真摯に対応。 【A社、B社、C社、D社】
- (9)個人事業者が被災する災害について、傾向や特徴は見られるか。
 - 個人事業者であることによる違いはない。【A社】
 - ・ 鉄工関係に個人事業者が多く、建設工事での転落、重機との激突が多い。【B社】
- (10) 下請事業者の労働者や個人事業者が被災するような事故が発生した場合、再発防 止の検討や対応をしているか。
 - ・ 従業員の災害と同様に、敷地内で起こった事故はすべて原因究明と再発防止対策を実施している。 【A社、B社、 C社、 D社 】
- (11) 構内で下請労働者や個人事業者が被災した場合における補償を想定した民間保 険等に加入しているか。
 - 特に加入していない。【A社、B社、D社】
 - ・ 社内規程で保険未加入者は入場制限をかけている。加入状況は元請にて確認。【C社】

4 課題等

- (1)下請事業者や個人事業者も含めた混在作業の安全衛生管理について、課題と感じていることはあるか。
 - ・ 2次下請以下の人員構成が十分に把握仕切れていない。特に一人親方が入っているかどうかまでは分からないケースがある。【A社】
 - ・ 大規模工事の場合、元請の安全管理が行き届いていると思われるが、小さな工事や小規模な 元請の場合、下請まで安全管理が行き届いているか不安、何か起きたときに報告が上がってこ ない可能性がある。【A社】
 - 製造の下請事業者の場合、安全管理については直接指示した方が良いケースがあると感じる。 コミュニケーションが良好な場合、安全管理がやりやすくなるが、直接作業指示を すると偽装 請負となってしまうため困難。【B社、C社】
 - ・ 「棒芯」(※)の負担が大きいと感じる。棒芯のスタンスで現場の安全意識が大きく変わってくるので、そこをしっかり育てるかが重要。【D社】
 - きちんと現場を見て指導できる人がすくなくなっている。あまり表面化していないが重要な話であると思う。【B社】
 - ※ 「棒芯」とは、現場で作業に当たる職種ごとの技能工集団の統率者のことで、一般に施工チームの「親方」のこと。

4 課題等

(2) その他個人事業者に関連して課題と感じていることはあるか。

- 被災時に労災保険が適用されない場合の医療費補填の問題【A社】
- ・ スキルの見極め(安全に関する知識や作業の力量) 【A社】
- ・ 組織として運営されているルールや基準などへの理解度の低さ(一人作業の場合、工事担当者が終始立ち会うことができないため、その間の不安全行動が把握できない) 【A社】
- 一人親方が災害にあった場合、生活保障がなくなるので、労災保険に特別加入することを働くための前提条件にすることが、一人親方本人のためになるなら良いのではないか。【B社】
- ・ 個人事業者は、スポット的な仕事で繋いでいる人達が多く、安全衛生に関する詳細情報や最 新の情報を知らないことが多いのではないか。【A社】